

平成30年度 税制改正大綱

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

平成29年12月14日に、平成30年度与党税制改正大綱が公表されました。以下、大綱で明らかにされた主要な改正・見直し項目の概要を説明します。なお、今後の国会における法案審議の過程において、一部項目の修正・削除・追加などが行われる可能性があることにご留意ください。

法人課税

1) 賃上げ及び生産性向上のための税制パッケージ

A) 所得拡大促進税制の見直し・拡充

賃上げや設備投資を一定割合以上行った場合には、給与支給増加額の15%の税額控除ができる制度になります。さらに教育訓練費の増加要件を満たす場合には、20%の税額控除が認められます。中小企業に関しては、一定の要件を満たす場合に、給与支給増加額の最大25%の税額控除が認められる制度になります。平成30年4月から3年間の時限措置となります。

B) 情報連携投資等の促進に係る税制(IoT投資税制)の創設

企業内外のデータを連携・高度利活用することにより、生産性の向上を図る一定の要件を満たす情報連携投資を行った場合、設備等の取得価額について特別償却(30%)又は税額控除(5%あるいは3%)ができる措置が講じられます(3年間の時限措置)。

C) 租税特別措置の適用要件の見直し

所得が増加しているにもかかわらず、賃上げや設備投資をほとんど行っていない大企業について、生産性の向上に関連する税額控除(研究開発税制等)の適用を行わないこととします(3年間の時限措置)。

D) 中小企業の設備投資支援

中小企業の一定の要件を満たす設備投資について、固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置が創設されます。

2) 株式を対価とする株式等の譲渡(株式対価M&A)に係る所得計算の特例の創設

産業競争力強化法の特別事業再編(仮称)に基づき、保有する株式を譲渡し、対価としてその認定を受けた事業者の株式の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べることとされます(3年間の時限措置)。

3) その他

- ▶ 組織再編税制の適格要件等が一部見直されます。
- ▶ 交際費の損金不算入制度の適用期限が2年延長されます。
- ▶ 欠損金繰戻還付の不適用措置の適用期限が2年延長されます。
- ▶ 中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限が2年延長されます。

個人所得課税・事業承継課税・資産課税

1) 個人所得課税(所得控除)の見直し

A) 給与所得控除

控除額が一律10万円引き下げられます。給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を850万円として、その上限額が195万円に引き下げられます。子育て世帯、介護世帯には負担増が生じないように配慮がなされます。

B) 基礎控除

控除額が一律10万円引き上げられます。合計所得金額が2,500万円を超える個人については基礎控除の適用ができないこととなります。

高額年金収入を得る高齢者について、公的年金等控除が引き下げられます。これらの改正は平成32年分以後の所得税について適用されます。

2) 事業承継課税の見直し

事業承継税制について、10年間の特例措置として、各種要件の緩和を含む抜本的な拡充が行われます。

- ▶ 納税猶予対象の株式の制限(発行済議決権株式総数の3分の2)を撤廃し、納税猶予割合80%が100%に引き上げられます。
- ▶ 雇用確保要件が弾力化されます。
- ▶ 2名又は3名の後継者に対する贈与・相続に対象が拡大されます。
- ▶ 株価が下がれば差額が免除される減免制度が創設されます。

3) その他

- ▶ 一般社団法人・一般財団法人に財産を移転することによる課税逃れや、小規模宅地等の特例の本来の趣旨を逸脱した悪用を防止する観点から、贈与税・相続税の課税の適正化が図られます。
- ▶ 外国人が出国後に行った相続・贈与については、原則として、国外財産を相続税等の課税対象とはしないこととします。

国際課税

1) 恒久的施設(PE)関連規定の見直し

わが国の国内法におけるPEの定義について、国際的スタンダード(BEPS報告書、新OECDモデル租税条約、BEPS防止措置実施条約(MLI))に合わせる見直しが行われます。

A) PE認定の人為的回避防止措置の導入

いわゆる「代理人PE」について、その範囲に、外国法人等の資産の所有権の移転等に関連する契約の締結に関する業務を行う者が追加されます。また、「独立代理人」の範囲から、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する者(持分割合50%超の関係にある者等)に代わって行動する者が除外されます。

保管、展示、引渡しなどの特定の活動を行う一定の場所等は、PEに含まれないものとされます。ただし、その活動が外国法人等の事業の遂行にとって準備的又は補助的な機能を有するものでない場合には、PEに該当することとされます。

いわゆる「建設PE」の期間要件について、PE認定回避を目的として契約期間を分割した場合には、分割された期間を合計して判定を行うこととされます。

B) 租税条約上のPEの定義と異なる場合の取扱い

わが国が締結した租税条約において、国内法上のPEと異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける外国法人等については、その租税条約上のPEを国内法上のPEとします。

上記の改正は、平成31年分以後の所得税及び平成31年1月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。

2) 外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)の見直し

外国企業をターゲットにした国際的M&A実施後の再編・統合(PMI: ポスト・マージャー・インテグレーション)に伴う外国関係会社株式の移転に伴う譲渡益に係る取扱いが見直されます。

一定の要件を満たした場合には、当該譲渡を行った外国関係会社が合算対象会社であったとしても、株式移転に伴う譲渡益は適用対象金額の計算上控除されることとなります(譲渡の日から2年以内に当該譲渡をした外国関係会社の解散が見込まれることなどが必要とされます)。

この改正は、外国関係会社の平成30年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

その他の改正・見直し

1) たばこ税の見直し

「紙巻きたばこ」が、平成30年10月から4年間かけて、1本あたり3円増税されます。「加熱式たばこ」も、5年間かけて段階的に増税されます。

2) 国際観光旅客税の創設

本邦から出国する観光客等に対して、出国1回につき1,000円の国際観光旅客税が徴収されます(平成31年1月7日以後の出国から)。

3) 森林環境税の創設

地方の固有財源として、平成36年度から課税されます。市町村が個人住民税均等割と併せて年額1,000円の賦課徴収を行います。

4) 消費税の見直し

- ▶ 簡易課税制度について、軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業を第2種事業とし、そのみなし仕入率が80%(現行: 70%)とされます(平成31年10月から適用)。
- ▶ 振替機関等が取り扱う券面のない有価証券等の譲渡に係る内外判定について、振替機関等の所在地で判定することとされます。
- ▶ 地方消費税の清算基準が見直されます。

5) 収益認識基準の見直し

- ▶ 法人税における収益の認識基準について見直しがなされます。
- ▶ 返品調整引当金制度は廃止されます(経過措置が講じられます)。
- ▶ 法人税・消費税における長期割賦販売等に係る延払基準は廃止されます(経過措置が講じられます)。

6) 税務手続における電子化の促進

大法人(資本金の額が1億円を超える法人等)については、法人税等・消費税の電子申告が義務化されます(法人税等については、平成32年4月1日以後に開始する事業年度から、消費税については、同日以後に開始する課税期間から)。法定調書や所得税の年末調整手続についても、一層の電子化に向けた措置が講じられます。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2017 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20171215

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp